

平成25年3月7日
三井生命保険株式会社

無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）

新登場

ドリームクルーズ
Dream Cruise

ドリームクルーズ プラス
Dream Cruise Plus

の発売について

I型

II型

【指定通貨：オーストラリア連邦通貨（豪ドル）】

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 山本 幸央）では、平成25年4月1日より、一生涯の保障の準備とともに、資産形成もできる、オーストラリア連邦通貨（豪ドル）建の無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）『ドリームクルーズ』『ドリームクルーズ プラス』を販売開始しますので、お知らせいたします。**豪ドル建平準払終身保険の取り扱いは、業界初[※]となります。**

※平成25年2月時点、当社調べ

記

1. 商品の特徴

I型（生存給付金なし）

II型（生存給付金あり）

死亡・所定の高度障害状態の保障を**一生涯準備**できます。

- お払い込みいただいた保険料は、現在、日本国債よりも金利の高いオーストラリア国債等で運用されます。このため、現在の金利水準や為替水準のままであれば、当社の円建の終身保険に比べ、同じ保険料水準で、**より高額な保障**を準備できます。

豪ドル建による資産形成ができます。

※保険料は円でお払い込みいただけます。

- 資金が必要となった場合には、**解約して解約返戻金**をお受け取りいただくことができます。（以後の保障はなくなります）
- 解約返戻金は**円建の年金として**もお受け取りが可能です。（年金払移行特約を付加した場合）

予定利率は**15年ごとに更改**されます。

- 予定利率が引き上げられた場合、豪ドル建の**解約返戻金額の増加**が期待できます。
- 更改後の予定利率は、**最低保証予定利率（年2.50%〔平成25年4月現在、以下同じ〕）**を下回ることはありません。

※予定利率は、残存10年のオーストラリア国債の流通利回りをもとに設定します。

※ご契約の維持などにかかる費用等が控除されるため、実際の利回りは予定利率を下回ります。

クルーズボーナス（生存給付金）
をお受け取りいただけます。

- クルーズボーナスは**レジャー資金や教育資金など自由**にお使いいただけます。
- 為替相場の動向や使いみちにあわせて**すえ置く**こともできます。

2. 開発の背景

わが国では、年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（15～64歳）が減少し65歳以上の高齢者が増加するとともに、女性の就業率や単身世帯の世帯占率が上昇するなどの傾向が認められます。

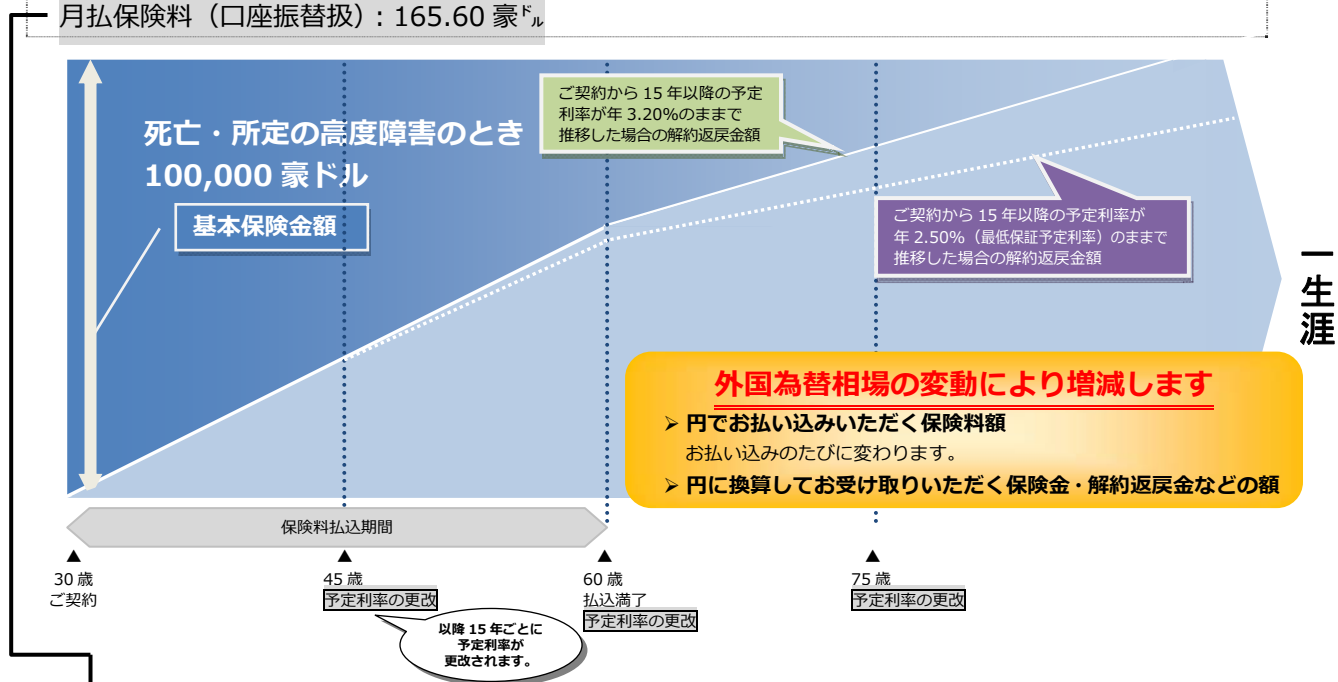
このような状況下、多様化するお客さまのニーズにお応えすべく、当社では、ライフサイクルに合わせて保障内容の見直しができる総合保障型商品「ベクトルX」をはじめ、医療保障重視の「三井の新医良保険」、医療終身保険の「新・快適生活-R」等を提供してまいりました。一方で、増加傾向にある高齢者の資産運用ニーズは堅調であり、また、単身世帯の方々を中心に老後に備えた貯蓄ニーズが高まっているものと認識しております。

そこで今般、上記ニーズの高まりを踏まえまして、新商品「無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）『ドリームクルーズ（Ⅰ型：生存給付金なし）』と『ドリームクルーズ プラス（Ⅱ型：生存給付金あり）』を開発いたしました。この商品は豪ドル建て、現在、日本国債よりも金利の高いオーストラリア国債等で運用することから、円建終身保険と比較して予定利率が高めに設定され、お客さまにとって魅力ある内容となっております。

3. 仕組み図

<Ⅰ型>

【ご契約例】契約年齢：30歳（男性）、保険期間：終身、保険料払込期間：60歳払込満了、基本保険金額：100,000豪ドル、契約時予定利率：年3.20%（仮定）、最低保証予定利率：年2.50%、月払保険料（口座振替扱）：165.60豪ドル



保険料は円でお支払いいただきます。
（円換算払込特約が付加されています。）

上記ご契約例の場合の円換算保険料例

1豪ドル：90円の場合 … 14,904円

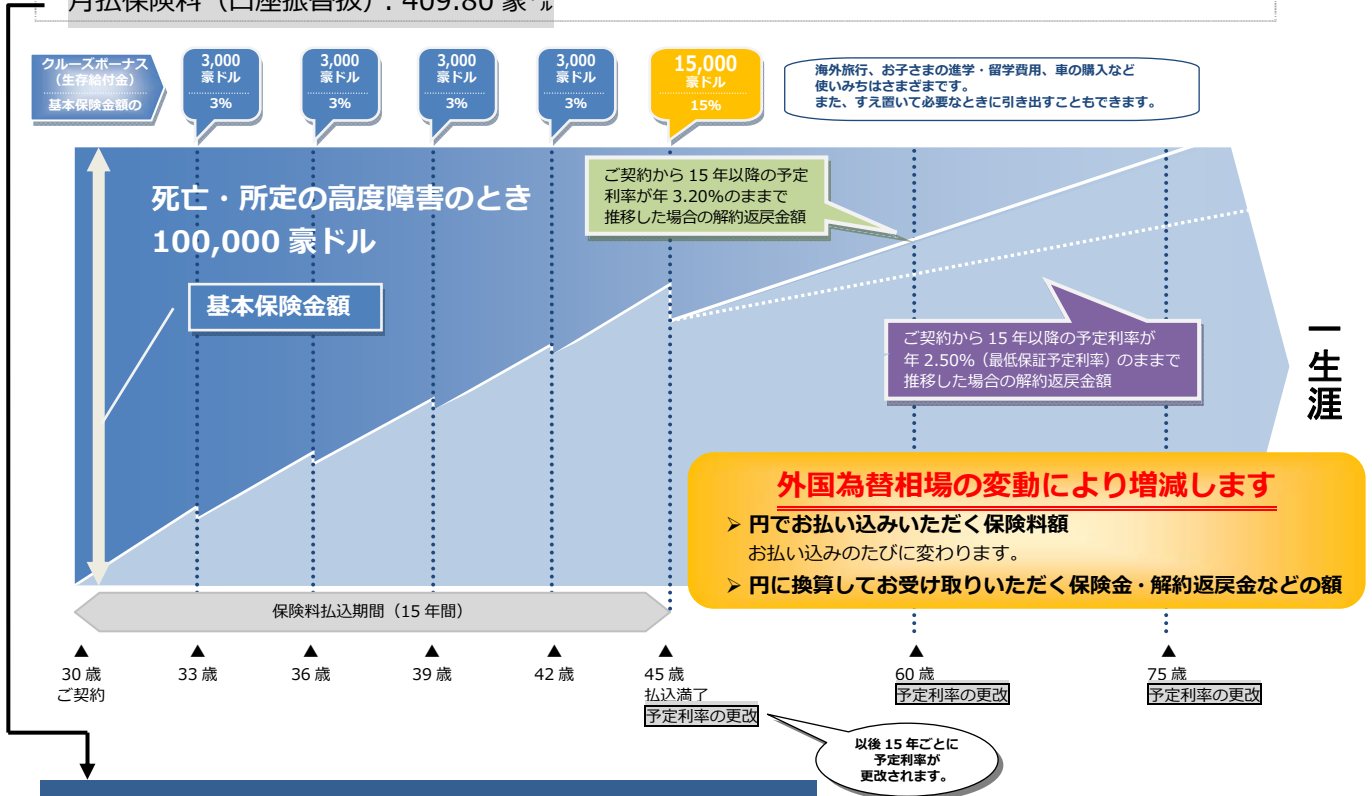
1豪ドル：110円の場合 … 18,216円

※当社所定の円換算レート（払込用）で計算しています。

ドリームクルーズ
Dream
Cruise

< II型（生存給付金あり） >

【ご契約例】 契約年齢：30歳（男性）、保険期間：終身、保険料払込期間：15年払込、
 基本保険金額：100,000 豪ドル、契約時予定利率：年 3.20%（仮定）、最低保証予定利率：年 2.50%、
 月払保険料（口座振替扱）：409.80 豪ドル



保険料は円でお払い込みいただきます。
 （円換算払込特約が付加されています。）

上記ご契約例の場合の円換算保険料例

1 豪ドル：90 円の場合 … 36,882 円

1 豪ドル：110 円の場合 … 45,078 円

※当社所定の円換算レート（払込用）で計算しています。

ドリームクルーズ プラス
Dream Cruise Plus

4. 主な取り扱い

保険期間	終身	
加入年齢範囲	I 型（生存給付金なし） 歳払済：20歳～70歳 年払込：0歳～70歳	II 型（生存給付金あり） 0歳～65歳
最低保険金額	I 型（生存給付金なし） 0歳～44歳：35,000豪ドル 45歳～70歳：30,000豪ドル	II 型（生存給付金あり） 20,000豪ドル
保険料払込期間 （有期払のみ）	I 型（生存給付金なし） 歳払済：50・55・60・65・ 70・75・80歳払済 年払込：10・15年払込	II 型（生存給付金あり） 15年払込
保険料払込方法	月払、半年払、年払	
保険料払込経路	口座振替扱	
付加可能な 主な特約	<p>円換算払込特約【必須付加】</p> <ul style="list-style-type: none"> この保険には円換算払込特約が付加されますので、保険料などのお払い込みの際は換算基準日における当社所定の円換算レート（払込用）で換算した額を円でお払い込みいただきます。（豪ドルでのお払い込みはできません。） 円に換算した保険料額は、円換算レート（払込用）の変動により、お払い込みのたびに変動（増減）します。 <p>円換算支払特約</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金などのご請求の際に円換算支払特約を付加していただくと、換算基準日における当社所定の円換算レート（支払用）で円に換算してお支払いすることができます。 円に換算した保険金額や解約返戻金額などは、円換算レート（支払用）の変動により、日々変動（増減）します。 <p>年金支払特約</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金支払特約が付加されている場合、主契約の保険金を円に換算した金額を年金原資とした円建の年金としてお支払いします。 年金額は年金原資額をもとに、第1回目の年金の請求書類が当社に着いた日の基礎率等（予定利率等）に基づいて計算します。 <p>年金払移行特約</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約日から10年経過後、年金払移行特約を付加することによって、解約返戻金などを円に換算した金額を年金原資とした円建の年金に移行することができます。 年金額は年金原資額をもとに、年金開始日の基礎率等（予定利率等）に基づいて計算します。 <p>リビング・ニーズ特約</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の余命が6か月以内と判断されたとき、死亡保険金の全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。 <p>指定代理請求特約</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金等の受取人である被保険者に自らご請求できない事情が生じた場合、被保険者に代わって、指定代理請求人が保険金等をご請求いただけます。 	

5. お客さまにご負担いただく費用および為替リスクについて

■お客さまにご負担いただく費用について

お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

(1) 保険契約関係費用について

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡・高度障害保障などにかかる費用にあてられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡・高度障害保障などにかかる費用などが控除されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しております。
- 契約時予定利率・更改後の予定利率は、予定利率を最低保証するための費用として、年0.1%を差し引いて設定します。
- 上記の費用のほかに、解約される場合には、ご契約日から10年間は、経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて、責任準備金から所定の金額を控除します。
- 年金支払特約および年金払移行特約の年金において、年金を維持・管理するための費用として、支払年金額の1.0%を年金支払日に責任準備金から控除します。

(2) 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用について

① 円に換算した保険料などをお払い込みいただく場合

円に換算した保険料などをお払い込みいただく際に適用する当社所定の円換算レート（払込用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート (払込用)	換算基準日 ^{*1} における当社が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の仲値）+0.25円
-----------------	--

※TTM（電信売買相場の仲値）と円換算レート（払込用）の差（0.25円）は平成25年4月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（払込用）は換算基準日^{*1}における当社が指定する取引銀行が公示するTTS^{*2}（対顧客電信売相場）を上回ることはありません。

② 保険金などを円に換算してお支払いする場合

円換算支払特約を付加して保険金などを円に換算してお支払いする際、または年金支払特約や年金払移行特約の年金原資額を算出する際に適用する当社所定の円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート (支払用)	換算基準日 ^{*1} における当社が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の仲値）-0.25円
-----------------	--

※TTM（電信売買相場の仲値）と円換算レート（支払用）の差（0.25円）は平成25年4月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（支払用）は換算基準日^{*1}における当社が指定する取引銀行が公示するTTB^{*2}（対顧客電信買相場）を下回ることはありません。

③ 保険金などを豪ドルでお支払いする場合

豪ドルをお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料^{*3}が必要な場合や、当社からの豪ドルでのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。

*1 換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

- *2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- *3 リフティングチャージ、外貨引出手数料等のことで、金融機関によりお取り扱い、名称などは異なります。

※円換算レート（払込用）と円換算レート（支払用）は、同日であっても為替手数料により、適用レートが異なります。そのため、豪ドルでは同額でも、円でお払い込みいただく金額と円でお支払いする金額には、差が生じます。

【当社所定の円換算レートは、当社が指定する取引銀行の為替レートを基準としています】

TTS (対顧客電信売相場)	銀行が顧客向けに外貨を売る（円を外貨に交換する）ときに用いられる為替レート
TTM (電信売買相場の仲値)	TTS（対顧客電信売相場）とTTB(対顧客電信買相場)の仲値
TTB (対顧客電信買相場)	銀行が顧客から外貨を買い取る（外貨を円に交換する）ときに用いられる為替レート

■為替リスクについて

外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。

- 円に換算した保険料額などは、お払い込みのたびに変動（増減）します。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、ご契約時に円に換算した保険金額などを下回る場合があります。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、円に換算した払込保険料累計額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」および「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。